

# 法律相談



相続、14

名古屋弁護士会 協会顧問 弁護士 楠田 勇爾

## 遺産にはどのようなものがあるか

### 遺産の範囲・5

#### 1、葬儀費用・香典・弔慰金

よく、喪主という言葉を聞きます。葬儀を執り行う者またはその代表という意味だと思いますが、特別の定義はありません。もともと、だれが葬儀を行うかについての法律上の定めがなく、その地域の慣習か、死者の属する親族らの中での慣習や取決めで喪主を決めればよいでしょう。

2、その費用の負担はどうなるか。葬儀の費用は相続財産に関する費用として相続財産の中から支弁されるとする定めがあります(民§885←民法第885条)。葬儀費用は、一般には、まず後に述べる香典を充て、香典で足りない分は次に相続財産の中から支払い、それでも不足するようなら、扶養義務者が能力に応じて負担(分担)するもののように思います。ただ、これは、身分に応じた葬儀であった場合のこと(民§309参照)、身分不相応な葬儀の場合は、その超過分はそのような葬儀を営んだ者(結局喪主)の負担已むなしとされましょう。

3、香典は、理念的には、死者の供養や遺族の悲しみを慰めることを目的で出されるお金ですが、その現実的な機能としては、葬儀費用の一部に充当するものとして授受されるものということができます。したがって、香典は、まず葬儀費用に充当されます。

香典が葬儀費用を超えて余ったら分配されるのか。この場合は、香典が喪主に贈与されるものと一般的に理解されていることからして、喪主がもらっておき、その後の法事などに使うか、社会事業団体に寄付したり、遺族で分けるなど、喪主の裁量にまかせてよいと考えます。

4、死亡弔慰金は、一種の死亡退職金と考えればよいと思いますが、死者の勤め先の会社から恩恵的に支給されるもので、必ず権利として会社に請求できるというものではないと思います。とはいっても、弔慰金規定があり、支給することとその額、支給の順位を定めていることが多いと思います。いずれにしても、会社が「遺族」に恩恵的に支給するものであるから、誰に支給するかは支給者である会社に決定権があるといえましょう。ただ、死者の収入によって生計を維持してきた者があるならば、その者が優先して支給されるとするのが条理に適うものと考えます。そうすると、他に相続人はあるが内縁の妻(婚姻届がなされていない)がまず支給されるということもあります。尤も、死亡弔慰金の性質はいろいろありますから、その性質に応じて考える必要があります(香典代わり、功労金、災害死の場合の見舞金など)。

5、墓石は、祭祀の費用であり、相続財産とは無関係とされましょう。祭祀の承継者が負担すべきものと考えます。

6、香典に戻りますが、香典が、特定の遺族に対してその友人・知己から贈与されることもありますが、一般論とすれば、一旦受付で誰に対するものと特定されずに受け取られ、1冊に記帳され、喪主の管理に入りましょう。結論としては、喪主にゆだね、葬儀費用に充てるのがよいのではないかでしょうか。

7、いずれにしても、人の死に伴ってでもお金がかかるむとかくややこしいことになる場合がありますが、世間一般の慣習などを斟酌して、相当な解決がはかられることが望まれます。